

# 国内経済要録

## ◇公定歩合および預金準備率の引下げ

日本銀行は3月17日、公定歩合を1.0%引下げて6.25%とする(3月18日実施)とともに、準備預金制度の準備率を次のとおり引下げ(4月1日実施)ことを決定した。

### 1. 公定歩合の引下げ

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	6.25	7.25
その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.5	7.5

### 2. 準備預金制度の準備率の引下げ

- (1) 預金(外貨預金および非居住者自由円預金を除く)の残高についての準備率(別表参照)
- (2) 債券の残高についての長期信用銀行および外国為替

(別表)

指定金融機関	預金残高区分	預金区分	準備率
銀行 長期信用銀行 外国為替銀行	2兆5,000億円超	定期性預金	1.625%(0.125%引下げ)
		譲渡性預金	1.625%(0.125%引下げ)
		その他の預金	2.5% (0.75% 引下げ)
	8,000億円超 2兆5,000億円以下	定期性預金	0.625%(0.125%引下げ)
		譲渡性預金	0.625%(0.125%引下げ)
		その他の預金	1.25% (0.75% 引下げ)
8,000億円以下	定期性預金	0.125%(0.125%引下げ)	
	譲渡性預金	0.125%(0.125%引下げ)	
	その他の預金	0.25% (0.75% 引下げ)	
相互銀行 信用金庫	8,000億円超	定期性預金	0.125%(0.125%引下げ)
		譲渡性預金	0.125%(0.125%引下げ)
		その他の預金	0.25% (0.75% 引下げ)
	1,200億円超 8,000億円以下	定期性預金	0.125%(0.125%引下げ)
譲渡性預金		0.125%(0.125%引下げ)	
農林中央金庫		定期性預金	0.125%(0.125%引下げ)
		譲渡性預金	0.125%(0.125%引下げ)
		その他の預金	0.25% (0.75% 引下げ)

- 銀行の準備率 0.125%(0.125%引下げ)
- (3) 金銭信託(貸付信託を含む)元本の残高についての準備率 0.125%(0.125%引下げ)
- (4) 外貨預金等の残高についての準備率
  - イ. 非居住者外貨債務 0.25%(据置)
  - ロ. 居住者外貨預金
    - 定期性預金 0.375%(0.125%引下げ)
    - その他の預金 0.5%(0.75%引下げ)
- (5) 非居住者円勘定にかかる債務の残高についての準備率 0.25%(据置)

## ◇短期金融市場調節のための貸出方式の導入

日本銀行は3月17日、金融市場の適切な運営上、特に必要が生じた場合の金融調節手段として、公定歩合とは別に定める利子歩合による貸付の方式を導入した。

## ◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更

日本銀行は3月27日、金利調整審議会の議を経て、臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りについては年0.75%、納税準備預金およびその他の預金については年0.5%引下げ、4月13日から実施することを決定した。これに伴い、同日以降のガイドラインとしての預金細目金利についても変更することとした。

今回の措置の概要は次のとおり。

- (1) 金融機関の預貯金等の金利の最高限度
    - イ. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度
      - 期間の定めがある預金(期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。) 年 6.5パーセント
      - 当座預金 無利息
      - 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む。) 年 3.0パーセント
      - その他の預金 年 2.5パーセント
- ただし、昭和56年4月12日

までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金(預金契約において一定の据置期間および払戻しについての一定の予告期間の定めがあるものに限る。)については、昭和56年5月12日までは、なお従前の例による。

(2) ガイドラインとしての預金細目金利

イ. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(イ) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの	年4.25パーセント以下
期間6か月のもの	年5.5パーセント以下
期間1年のもの	年6.25パーセント以下
期間2年のもの	年6.5パーセント以下

ただし、

期間2年のものの1年を経過した日に行われる中間利払の利率 年5.5パーセント以下

期限前払戻の場合の預入期間中の利率

預入期間が6か月未満の場合  
当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

預入期間が6か月以上1年未満の場合  
年4.75パーセント以下

預入期間が1年以上1年6か月未満の場合  
年5.25パーセント以下

預入期間が1年6か月以上の場合  
年6.0パーセント以下

期限後利率

現払の場合(他預金への振替を含む)  
当該現払が行われる日の普通預金の利率以下

定期預金または据置貯金に継続書替の場合  
継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替が行われる日の利率

据置貯金 定期預金の利率に準ずる

定期積金 年4.1パーセント以下  
ただし、期限前払戻の場合の預入期間中の利回り 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

(ロ) 当座預金

無利息

(ハ) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)

年3.0パーセント以下

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算中の利率 普通預金の利率以下

(ニ) その他の預金

普通預金および普通貯金	年2.25パーセント以下
通知預金	年2.5パーセント以下
ただし、据置期間中に払戻のあった場合	当該払戻が行われる日の預入期間中の利率
別段預金およびその他の雑預金	年2.25パーセント以下

ロ. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合および塩業組合の預貯金等の最高金利で、臨時金利調整法に基づく告示の2.により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記イの利率ならびに利回りに、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1パーセント、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25パーセントを加えたものとする。

ハ. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記イにかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年4.75パーセント以下、期間6か月以上のものについては年5.75パーセント以下とする。

ニ. 経過措置

上記イ、ロおよびハにかかわらず、昭和56年4月12日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金のうち通知預金については、昭和56年5月12日までは、なお従前の例による。

◇郵便貯金利率の引下げについて

政府は郵政審議会の議を経て4月7日、郵便貯金法施行令の一部を改正する政令を公布し、郵便貯金および貸付金の利率引下げを4月13日より実施する旨明らかにした。改定後の利率は次のとおり。

1. 郵便貯金の利率(郵便貯金法施行令第2条関係)

種 別	(単位・年%)		
	現行利率	改定利率	引下げ幅
通常郵便貯金	4.08	3.60	0.48
積立郵便貯金	5.16	4.44	0.72

定額郵便貯金					
6か月以上	1年未満	5.50	4.75	0.75	
1年以上	1年6か月未満	6.00	5.25	0.75	
1年6か月以上	2年未満	6.75	6.00	0.75	
2年以上	3年未満	7.00	6.25	0.75	
3年以上		7.25	6.50	0.75	
定期郵便貯金					
6か月		6.25	5.50	0.75	
1年		7.00	6.25	0.75	
住宅積立郵便貯金					
〔住宅金融公庫等から貸付けを受けた場合〕					
3年		6.72	6.00	0.72	
4年		6.96	6.24	0.72	
5年		7.20	6.48	0.72	
〔住宅金融公庫等から貸付けを受けない場合〕					
3年		5.64	4.92	0.72	
4年		5.88	5.16	0.72	
5年		6.12	5.40	0.72	
進学積立郵便貯金					
〔国民金融公庫等から貸付けを受けた場合〕					
2年以下		4.80	4.08	0.72	
2年1か月以上		5.04	4.32	0.72	
〔国民金融公庫等から貸付けを受けない場合〕					
2年未満		5.04	4.32	0.72	
2年		5.16	4.44	0.72	
2年1か月以上		5.28	4.56	0.72	
〔据置期間内又は預入期間内における払戻しの場合〕					
積立郵便貯金		3.72	3.24	0.48	
定額郵便貯金		3.75	3.25	0.50	
定期郵便貯金					
6か月未満		2.75	2.25	0.50	
6か月以上		5.50	4.75	0.75	
住宅積立郵便貯金					
1年未満		4.44	3.72	0.72	
1年以上2年未満		4.68	3.96	0.72	
2年以上3年未満		4.92	4.20	0.72	
3年以上4年未満		5.16	4.44	0.72	
4年以上		5.40	4.68	0.72	
進学積立郵便貯金					
1年未満		3.48	3.00	0.48	
1年以上2年未満		3.72	3.24	0.48	
2年以上		3.96	3.48	0.48	

(注) 実施期日前に第1回目の積立分が預入された積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金および進学積立郵便貯金ならびに同日前に預入された定額郵便貯金および定期郵便貯金の利率については、従前の例による。

2. 貸付金の利率(同施行令第4条関係)

(単位・年%)

種 別	現行利率	改定利率	引下げ幅
積立郵便貯金	5.50	4.75	0.75
定額郵便貯金			
〔弁済までの預け入れ期間〕			
6月未満	4.00	3.50	0.50
6月以上1年未満	5.75	5.00	0.75
1年以上1年6月未満	6.25	5.50	0.75
1年6月以上2年未満	7.00	6.25	0.75
2年以上3年未満	7.25	6.50	0.75
3年以上	7.50	6.75	0.75
定期郵便貯金			
6月	6.50	5.75	0.75
1年	7.25	6.50	0.75

(注) 実施期日前に第1回目の積立分が預入された積立郵便貯金ならびに同日前に預入された定額郵便貯金および定期郵便貯金を担保として貸付ける貸付金の利率については、従前の例による。

◇政府、総合経済対策を決定

政府は、3月17日、経済対策閣僚会議において、当面の経済運営方針を決定した。その主な内容は次のとおり。

1. 景気の維持・拡大

(1) 金融政策の機動的運用

イ、内外経済動向および国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の機動的運用を図り、市中金利全般の引下げを促進する。

ロ、設備投資資金、滞貨資金等の各般の資金需要の増大に対し、所要の資金供給の円滑化に引続き配慮する。

(2) 公共事業等の執行促進

昭和56年度予算成立後の公共事業等については、促進的な執行を図るものとし、上半期における契約済額の割合が全体として70%以上となることを目途とする。

(3) 中小企業対策の円滑な推進

イ、中小企業に対する円滑な金融の確保に配慮する。  
中小企業の設備投資の促進を図るため、政府系中小企業金融三機関の設備資金の3月18日以降の新規貸付について特段の措置を講ずる。

上記三金融機関の貸付について、昭和56年度上半期への適切な資金配分に配慮する。

ロ、倒産防止対策の機動的運用を図る。

特に、中小企業体質強化資金助成制度による倒産防止のための融資を繰上げ実施する。また、倒産防止関係諸施策の機動的な運用、関係中小企業者の連鎖倒産の防止に資するため、関係各省庁をもって構

成する倒産防止対策各省協議会の設置を行い、地方においても地域における倒産状況を監視する組織を国の関係機関等の間に設置する。

ハ. 56年度予算成立後の中小企業向け官公需について、官公需発注機関の拡充等を行うとともに、上半期における国等の中小企業者向けの契約の金額が前年同期に對しおおむね10%増となるよう努める。

(4) 住宅建設の促進および宅地供給の円滑化等

住宅金融公庫の昭和56年度については、上半期中に、需要の動向に即応した相当数の募集を行うこととし、4月中の速やかな募集を開始するよう準備を進める。また、同公庫の貸付対象について、対象範囲の拡大を図る。

(5) 民間設備投資の推進、プラント輸出の健全な伸長等  
イ. 設備投資については、引続き金融面を中心とする投資環境の整備に努めるとともに、政府系金融機関の貸付計画の円滑な実施に努める。

また、中小企業の設備投資の促進に配慮しつつ、省エネルギー投資および石油代替エネルギー導入投資について、新たに予定されている税制上の措置等による実効を期す。

電力投資については、引続きその計画的実施を図ることとし、特に本年度電源開発基本計画への新規地点の組入れを促進するほか、電源立地特別交付金の創設等新規の電源立地促進措置の円滑な執行、広報活動の強化による国民的理解の増進、電源立地に必要な許認可等の効率化、迅速化に努めることにより、電源立地の加速的推進を図る。

ロ. 一方、相手国の経済建設にも資するプラント輸出の健全な伸長に資するため、輸出信用の活用を図るとともに、輸出保険制度について共同保険の推進、技術提供契約に含まれる貨物の船積前リスクの付保等を行い、制度の拡充を図る。

2. 物価の安定

イ. 生活関連物資および国民経済上重要な物質については、需要に応じた供給の確保による価格の安定を基本とし、便乗値上げ等による不当な価格形成が行われることのないよう需給、価格動向の調査、監視を行い、必要に応じ、供給確保のための機動的な対策を実施する。

ロ. 公共料金については、経営の徹底した合理化を前提とし、物価および国民生活に及ぼす影響を十分考慮して厳正に取扱う。

電力、ガス料金については、円高差益等収支の状況を踏まえたうえで、現行料金をできる限り長く維持

し、料金の安定に努める。

電話料金については、56年度において、遠距離通話料の引下げを行うとともに、日曜、祝日割引制度を創設するほか、国際電信電話料金についても引続き引下げを図る。

国際航空運賃については、引続き方向別格差縮少のための措置を推進する。

◇政府短期証券割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引下げ、4月6日発行分から実施した(4月2日決定)。

(単位・年%)

		変更後	変更前
政府短期証券 (60日もの)	割引歩合	5.625	5.875
	応募者利回り	5.677	5.932

◇短期貸出金利の引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出金利を次のとおり引下げ、3月23日より逐次実施した(3月18日以降各行発表)。

短期貸出金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
手形の割引ならびに貸付	8.5 以下	9.25以下
当座貸越	9.5 以下	10.25以下
標準金利	6.75	7.5

◇日本銀行、割引国債を日銀貸出の担保扱いに

日本銀行は、割引国債を日本銀行貸出の担保として徴しうる扱いに改め、3月27日より実施した。従来、日本銀行は割引国債については貸出の担保価格の算定に際して時価を定めることが出来ない事情等から担保として徴しない扱いとしてきたが、本年2月5日以降日本証券業協会が同国債の店頭気配相場の公表を開始した(2月号「要録」参照)ことに対応したもの。

◇国債引受証券団に4社が新規加入

国債引受証券団代表である大和証券は、3月26日、三栄、神栄石野、大華、平岡の4証券会社(55年10月に「証券法第28条2項の三」に規定された引受および売出し業務の免許を取得)が56年度より同証券団に参加する旨発表した。この結果、同証券団は従来の60社から64社となる。